

## 山形銀行 集金専用袋集金規定

### 1. (集金専用袋集金の契約)

当行所定の集金専用袋集金利用申込書の提出を受け、これを当行が承諾したときに申込人と当該集金専用袋集金契約が成立するものとします。

### 2. (集金専用袋集金の取扱科目)

この集金専用袋集金により取扱う預金は、当座預金、普通預金とします。

### 3. (集金専用袋集金の利用)

- (1) この集金専用袋集金を利用するときは、現金のほか預金に受入れることのできる証券類（以下「証券類」という）および入金票を、当行所定の集金専用袋（以下「入金袋」という）に入れ、その入金袋を施錠のうえ、当行職員に引渡ししてください。  
なお、入金票には氏名、口座番号、入金額、その他必要事項を記入してください。
- (2) 入金袋の引渡しにあたっては、当行所定の集金専用袋お預かり帳（以下「お預かり帳」という）に、日付・入金袋個数を記入してください。  
なお、当行はお預かり帳に受領印を押印します。
- (3) 前項の取扱いにあたり、現金・証券類は、その場で算定せず、入金袋の個数により受領いたします。
- (4) 集金専用袋を、直接当行窓口でお預かりする場合も、同様に取扱います。

### 4. (預金への受入れ処理)

- (1) この集金専用袋集金の入金袋内の現金・証券類は、当行が持ち帰ってから（または窓口でお預かりしてから）算定し、当日営業時間中に当行所定の手続きにより確認のうえ、指定の預金口座に受入れます。  
ただし、入金袋の持ち帰り処理が当日営業時間後となる場合は、現金・証券類の算定および指定口座への受入れは翌営業日とします。
- (2) 前項の取扱いにあたり、入金票に記載された金額が、当行で確認した現金・証券類の金額と相違している場合には、預金への受入金額は当行で確認した金額によるものとします。

### 5. (鍵の保管)

入金袋の鍵正副 2 個のうち、正鍵は本人が、副鍵は当行が保有し、入金袋の開閉に使用します。

### 6. (入金袋の喪失・破損等)

入金袋・入金袋鍵を喪失・破損した場合は、直ちに当行に届出てください。

なお、これらの再貸与を受けたときは、本人が実費を負担するものとします。

### 7. (利用の解約等)

集金専用袋集金の利用は、本人または当行の都合によりいつでも解約することができます。

ただし、当行に対する解約の通知は、当行所定の書面により届出てください。

### 8. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当行当座勘定規定、普通預金規定により取扱います。

### 9. (準拠法令、合意管轄)

- (1) この取引の契約準拠法は日本法とします。
- (2) この取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

### 10. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2020年4月1日現在)